刊行の趣旨

本書は、「法治主義」の観点から、憲法や行政法をめぐって学的、基礎理論的省察を試みるとともに、行政にかかる組織・作用、裁判、諸法領域の展開と転回に検討を加えることによって、「公法学をグルントより考究」（高田敏）しようとするものである。

憲法・行政法を包括する公法学は、基本原理だけをみても、憲法学における権利保障、権力分立、民主制など、そして、行政法学における法律による行政の原理など、互いに密接に関連しつつも独自の動態を示す多くの構成要素を抱える。また、公法学をめぐる諸側面・諸領域について、基本原理に導かれた普遍化の途が見出され得る一方で、各側面・各領域において、それぞれの具体化が進んでいるだけではなく、（場合によっては普遍化を阻みかねないような）様々な課題・困難も生じている。このように多面的、多層的、多次元的でありつつ、多くの問題を抱える公法学を、包括的に捉え、さらにそれを省察することは至難の業である。

このような把握・省察を、一人の、あるいは、わずかな研究者によって行うことは不可能に近い。したがって、本書で試みられているように、多くの研究者が協力してそれを行う必要がある。しかしながら、多人数の研究者がそれぞれの役割を定めて論究した場合、多様な論究がもたらされるだけで、そこになんらかの包括の契機を見出すことができないような事態が生じる恐れもある。

そこで、本書では、参加する研究者が、――それぞれの仕方ではあるが――高田敏を念頭に置きつつ、論究することとした。高田は、その研究生活の最初から2022年12月16日に亡くなるまで一貫して「法治主義」・「法治国家」を研究し、日本の戦後公法学における「法治主義」研究に決定的な刻印を与えた。したがって、「法治主義から読み解」こうとする場合、高田敏とその研究成果に向き合わなければならないのは当然のことである。しかし、高田に定位する理由はそれだけではない。高田がその研究生活の最初に法治主義を研究テーマとしたのは、第一に、このテーマが完結的なものではなく、生涯をかけて研究し

続けるべきものであること、したがって第二にそれは、行政法を基礎づける基本原理であって、行政法の主要問題を包摂し、行政法全領域に及ぶものであること、また第三に、それは憲法、公法の基本原理であり、法学の基本問題でもあること、さらに第四に、それが社会科学的検討をも要求し、ひいては人生観・世界観の形成にも資するところがあるものであることの故であった（高田敏「あとがき」同『法治国家観の展開――法治主義の普遍化的近代化と現代化』（有斐閣、2013年）所収755-756頁）。グルントより「法治主義」研究に向き合おうとした高田を各参加者が意識することによって、論究の仕方や内容は多様であったとしても、取り組み方に共通の基盤が生まれる。それが期待できるからである。

高田の「法治主義」研究は、その向き合い方に沿うように、体系的に進められた。すなわち、

1　法治主義観の展開。そもそも法治国家・法治主義とは何か。それは、実定憲法の展開と共にどのように発展・転回を遂げたのか。ここでは、法治主義の普遍化的発展とそこにおける具体的文脈・課題が、理論史と概念史を区別しつつ、主にドイツと日本について検討され、その動態が解明された。

2　法治主義の構成内容の歴史的発展、特に市民的法治国家から社会的法治国家への発展。ここでは、憲法の現代化が、法治主義・民主制の普遍化的発展と矛盾することなく、それに沿うように進展していくことの意義と具体的課題・困難について、社会国的法治国の概念と理論、生存権・財産権などの権利保障、現代行政の展開などをめぐって、ドイツと日本における文脈に即して具体的に分析された。

3　法治行政論の展開と構造転換。日本、ドイツ、オーストリアにおける法治行政論の展開と転回が分析され、いわゆる全部留保説の発展と授権原則説の彫琢が図られ、法治行政の様々な構成要素における発展が検討された。

そこで、本書では、高田の「法治主義」研究における構えと体系を意識して、下記の編成が採られる。

第1巻
第1部「法治主義と公法学・法学・社会科学」
第2部「法治主義と憲法・行政法の基礎理論」

第２巻
第１部「法治主義と行政の組織・作用」
第２部「法治主義と行政をめぐる裁判」
第３部「法治主義と具体化領域」

また、本書には、多くの比較法研究が含まれる。高田の「法治主義」研究は、比較法に基礎づけられている。高田は、それにとどまらず、日本とドイツの公法学の対話と交流を促進し、従来の偏った一方的な交流（かつてはEinbahnstraßeとも言われていた）から相互対話へと発展させることに、決定的な役割を果たした。まず、1967年に、戦後ドイツの公法学の大家であるエルンスト・フォルストホフを日本に招請し、広島、大阪で講演会を行い、東京では日本公法学会の臨時の大会が開催された。それを嚆矢として、高田は、1960年代には２名、1970年代には19名、1980年代には27名、1990年代は49名のドイツ公法学者の招請にかかわった。このような交流を基礎に、現在では活発な日独共同研究が展開されている。本書に参加する少なからぬ研究者が、高田が進めようとした日独公法学交流の恩恵を蒙り、その研究を発展させた。本書の諸研究にも、その現われが見いだされるのである。

本書の企画・完成には、法律文化社の舟木和久氏に大変なご尽力をいただいた。その筆舌に尽くしがたいご献身・ご忍耐がなければ、本書がこの世に出ることはなかった。心よりのお礼とお詫びを申し上げる。

本書が、公法学にグルントな関心を持つ、特に若い読者の興味を喚起し、公法学の継続形成に多少とも寄与することになることを願っている。

編者一同